



2026年6月17日

各位

会社名 株式会社ワールド
代表者名 代表取締役社長執行役員 鈴木 信輝
(コード番号: 3612 東証プライム)
問合せ先 取締役 副社長執行役員 中林 恵一
(TEL: 03-6887-1300)

業績連動型譲渡制限付株式報酬としてのユニット付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）、当社子会社の取締役並びに当社のグループ執行役員をはじめとした当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の経営幹部社員（以下、「対象取締役」とあわせて「制度対象者」という。）に対して、業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式の交付を受ける権利（以下「本ユニット」という。）を付与することを決議（以下「本付与決議」という。）し、対象者にその内容を通知することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本ユニット付与の概要

(1) 発行又は処分する株式の種類及び数	当社普通株式 390,250株 ※本ユニットに基づく交付株式数が最も多くなる場合を想定した数としています。
(2) 発行又は処分の価額	1株につき1,518円 ※本付与決議の日の前営業日（2026年6月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。
(3) 発行又は処分の総額	592,399,500円 ※本ユニットに基づく交付株式数が最も多くなる場合を想定した数に本付与決議の日の前営業日（2026年6月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額としています。
(4) 割当予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 2名 85,000株 当社の経営幹部社員 38名 244,000株 当社子会社の取締役 5名 20,250株 当社子会社の経営幹部社員 22名 41,000株
(5) その他	本ユニット付与については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 本ユニット付与の目的及び理由

当社は、2026年4月3日開催の取締役会において、制度対象者に対して、当社の企業価値及び株主価値の持続的な向上に貢献する魅力あるインセンティブを付与するとともに業績目標の達成に対するコミットメントをより強固なものとする中で、株主の皆様との一層の価値共有（アラインメント）を図ることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。また、2026年5月28日開催の第68回定時株主総会において、本制

度に係る報酬を対象取締役が付与すること、本制度に基づき対象取締役が現物出資により当社から交付を受ける当社の普通株式の総数を年100,000株以内、対象取締役に対して当社の普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のために支給する金銭の総額を年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と設定すること等につき、ご承認いただいております。

また、当社は、当社子会社の取締役及び当社グループの経営幹部社員も本制度の対象とし、本制度に基づく業績連動型譲渡制限付株式を割り当てるため、本ユニットを付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役2名、当社の経営幹部社員38名、当社子会社取締役5名、当社子会社の経営幹部社員22名に対し、本制度の目的、各制度対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本ユニットを付与することを決議いたしました。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画「VISION-W」に基づく業績の達成度合いに応じて、制度対象者に対して業績評価期間終了後に当社の普通株式及び金銭を交付する制度です。当社取締役会は、業績評価期間における当社取締役会の予め定める業績指標（以下「業績評価指標」という。）の達成度合い（後記（2）参照）に応じて制度対象者に交付する株式数を決定し、制度対象者は、当該株式数に応じてその金額が決定され、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとします。また、上記金銭報酬債権は、制度対象者が上記の現物出資に同意していること及び制度対象者（金銭報酬債権の支給を受ける時点において、当社の取締役、グループ執行役員の地位、並びに当社の指名・報酬委員会を選定する者の地位にある者。）が下記（4）に定める内容を含む株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

具体的な業績評価期間については中期経営計画の対象期間である3事業年度とし、また、業績評価指標については中期経営計画「VISION-W」で採用した1又は複数の業績指標その他当社の取締役会において予め定めるものといたします。

なお、当初の業績評価期間は2027年2月期から2029年2月期までの3事業年度とし、また、当初の業績評価指標は連結ROE/事業セグメントROIC、TSR及び管掌部門の業績としておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本総会において本制度に係る議案について承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

(2) 交付する当社の普通株式の数及び金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各制度対象者に交付する当社の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各制度対象者に支給する現物出資のための金銭報酬債権の額を算定いたします。

① 各制度対象者に交付する当社の普通株式の数（※1）

基準交付株式数（※2）×業績目標達成度（※3）×役員調整比率（※4）×株式交付割合（※5）

② 各制度対象者に支給する現物出資のための金銭報酬債権の額

各制度対象者に交付する当社の普通株式の数×交付時株価（※6）

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各制度対象者に金銭報酬債権の支給を行うとする場合、本制度において付与する金銭報酬債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各制度対象者に発行又は処分する株式数を按分比例の方法により按分調整することといたします。

（※2）当社の取締役会において予め定めるものといたします。

（※3）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度合いに応じて、50%～150%の範囲で、当社の取締役会において予め定めるものといたします。

(※4) 役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整するため、当社の取締役会において予め定めるものといたします。

(※5) 本制度に基づく報酬に占める当社株式の交付割合は50%とします。

(※6) 業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の普通株式を引き受ける制度対象者に特に有利な金額とならない範囲において、交付取締役会決議により決定いたします。

(3) 制度対象者に対する交付条件

当社は、原則として、制度対象者が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に對して、上記（1）に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

- ① 制度対象者が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役、グループ執行役員の地位、並びに当社の指名・報酬委員会を選定する者の地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

(4) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度に基づく当社の普通株式の割当てに際し、当社の取締役会決議に基づき、当社と当該普通株式の割当てを受ける制度対象者との間で締結する株式割当契約（以下「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

制度対象者は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任もしくは退職した直後の時点を含む日又は当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

② 譲渡制限の解除等

当社は、制度対象者に対し、譲渡制限期間の満了をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。

③ 本割当株式の無償取得事由

制度対象者が任期満了、死亡その他の正当な理由によらず、当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又

は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給いたします。

以 上